

別表 [Zero Trust Network powered by Zscaler]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、甲設備からの不正および不適切なインターネット上のWEBサイト（以下「WEBサイト」という）へのアクセスをフィルタリングすることで、よりセキュアなWEBサイトへのアクセスを可能とするネットワークサービスです。

なお、本ネットワークサービスは、セキュリティ・リスクに繋がるすべての事象から甲を完全に保護するものではありません。

Zero Trust Network powered by Zscaler

└──基本サービス
├──初期設定
├──基本機能
└──設定変更
└──オプションサービス
├──日本語プレミアムサポート
├──振る舞い検知オプション
├──次世代ファイアウォールオプション
├──情報漏洩対策（ネットワーク）オプション
├──情報漏洩対策（エンドポイント）オプション
├──ユーザエクスペリエンス監視
├──送信元IPアドレス固定オプション
├──ログ転送機能オプション
├──ログ保管機能オプション
├──ブラウザアイソレーションオプション
├──アセットセキュアアクセス
└──セキュリティダッシュボード

3. サービス実施の前提条件

(1) 甲は、サービス詳細説明書の内容およびサービス詳細説明書記載の提供機能（以下「提供機能」という）についてあらかじめ確認するものとします。
(2) 甲は、本ネットワークサービスの実施期間中にサービス詳細説明書の内容および提供機能が予告なく変更される場合があること、および、変更後のサービス詳細説明書の内容および提供機能がサービス詳細説明書の内容および提供機能となることを了承するものとします。サービス詳細説明書の内容および提供機能の変更により本ネットワークサービスの操作方法等に変更が生じた場合であっても、乙に対してなんら異議を唱えないものとします。また、本契約、ネットワークサービス利用規約および本別表とサービス詳細説明書で異なる定めがある場合、サービス詳細説明書の定めが優先して適用されるものとします。

(3) 甲は、乙が本ネットワークサービスを実施する前提として、本ネットワークサービスの利用に必要なすべての機器（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器等を含みますが、これに限らず総称して「甲端末環境」という）を甲の責任と費用負担で準備したうえで、乙のサービス環境（乙が本ネットワークサービスを提供するために利用しているZscaler, Inc.（以下「Zscaler社」という）のクラウド環境を含む。以下「乙サービス環境」という）と接続するものとします。

(4) 甲は、本ネットワークサービスを甲自身の内部業務処理のためにのみ利用し、第三者の利用やその他の目的に利用しないことに同意し、これを遵守するものとします。

(5) 甲は、日本国内所在の法人であるものとします。

(6) 甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、適用される法律に従うものとします。

(7) 甲は、本ネットワークサービスに関する甲の窓口として定める管理者（以下「甲管理者」という）をあらかじめ選定し、乙に通知するものとします。

また、甲は、甲管理者に変更がある場合は、事前に乙に通知するものとします。

(8) 甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、Zscaler社と甲の間で、Zscaler社が定める「End User Subscription Agreement」（以下「EUSA」という）を別途締結する必要があります。なお、甲は、EUSAはZscaler社により随時変更されるものであることをあらかじめ了承し、自らの責任で、以下のURLにアクセスすることにより閲覧できる最新版のEUSAを確認するものとします。EUSAと本契約、ネットワークサービス利用規約および本別表の内容が矛盾または抵触する場合は、EUSAの内容が優先されるものとします。

<https://www.zscaler.com/legal/end-user-subscription-agreement>

(9) 本ネットワークサービスに含まれる提供機能のうち、Zscaler社が提供する、基本機能、振る舞い検知、次世代ファイアウォール、情報漏洩対策（ネットワーク）、情報漏洩対策（エンドポイント）、ユーザエクスペリエンス監視、送信元IPアドレス固定、ブラウザアイソレーションおよびアセットセキュアアクセスの基本機能、Appコネクタ、ブラウザアイソレーション機能（以下「Zscalerクラウドサービス」という）にはEUSAが適用されるものとします。Zscalerクラウドサービスの範囲およびその機能・仕様については、EUSAに記載のとおりとし、乙は、EUSAに別段の定めがある場合を除き、Zscalerクラウドサービスの提供につきいかなる保証も行わないものとします。

(10) 甲とZscaler社との間のEUSA契約が事由の如何を問わず終了した場合、本契約も同時に終了するものとします。

(11) 本ネットワークサービスの実施期間において、利用停止等により甲が本ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。

(12) ネットワークサービス利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。

(13) Zscaler社および乙が、甲の責に帰すべき事由により本ネットワークサービスの提供ができなくなったときは、乙は、該当するネットワークサービスにかかる契約を解除することができるとともに、損害を被った場合には、甲に当該損害の賠償を請求できるものとします。

(14) Zscaler社の故意または重大な過失に帰すべき理由により、Zscalerクラウドサービスが全く利用できない状態にある場合であっても、乙は、EUSAに別段の定めがある場合による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

(15) 甲は、日本国外における本ネットワークサービスの利用について、Zscaler社がEUSAにて規定する禁輸国または本契約後に禁輸国となった他の国もしくは地域からのアクセス、およびネットワークサービスで提供されるツールを使用しないものとします。

(16) 乙は、本ネットワークサービスに係る甲の管理者その他の者の氏名および住所等をZscaler社に通知することがあります。

(17) 乙は、理由の有無に関わらず、甲に対して30日以上前に通知することにより、本ネットワークサービスの全部を廃止し、本契約を解約することができるものとします。ただし、この30日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。

(18) 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

(19) 乙は、本契約、ネットワークサービス利用規約もしくは本別表に別段の定めがある場合または乙の故意もしくは重過失による場合を除き、本ネットワークサービスの不具合・故障、第三者による本ネットワークサービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 基本サービス

a. 初期設定

乙は、甲がWEBサイトにアクセスする際に、サービス詳細説明書記載の機能を利用できるよう乙所定の作業を実施します。

b. 基本機能

乙は、サービス詳細説明書記載の基本機能を本ネットワークサービスの実施期間中継続して利用できる権利を付与します。

c. 設定変更

乙は、本ネットワークサービスにおいて甲に提供される設定管理コンソール上でのポリシー変更等の設定変更作業を甲からの設定変更指示に従い行います。

(2) オプションサービス

乙は、サービス詳細説明書記載に従って以下のオプション機能を提供します。

- a. 日本語プレミアムサポート
- b. 振る舞い検知オプション
- c. 次世代ファイアウォールオプション
- d. 情報漏洩対策（ネットワーク）オプション
- e. 情報漏洩対策（エンドポイント）オプション
- f. ユーザエクスペリエンス監視
- g. 送信元 I P アドレス固定オプション
- h. ログ転送機能オプション
- i. ログ保管機能オプション
- j. ブラウザアイソレーションオプション
- k. アセットセキュアアクセス
- l. セキュリティダッシュボード

5. 提供時間帯

本ネットワークサービスにおける基本機能およびオプションサービスの提供時間帯は、乙所定のメンテナンスの時間を除き 24 時間 365 日とします。ただし、ネットワークサービス利用規約および E U S A に基づき、乙は本ネットワークサービスの提供を中断することができるものとします。

6. 本ネットワークサービスに関する問い合わせ

乙は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲管理者からの本ネットワークサービスに関する仕様または設定方法に関する質問および、本ネットワークサービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者を窓口として、E-m a i l で受け付けるものとします。E-m a i l による問い合わせの受付時間帯は 24 時間 365 日、回答時間帯は乙営業日の 9:00~17:00、使用言語は英語とします。なお、乙は、本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本ネットワークサービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は、自己のアプリケーションならびに本ネットワークサービスを利用するために甲または甲の利用者が使用するソフトウェア、A P I、情報処理装置、情報記憶装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。

7. サービスの実施期間について

(1) ネットワークサービス利用規約第 7 条の定めに関わらず、第 4 項第 (1) 号 b. に定める基本機能（以下「利用サービス」という）のサービス開始日は、乙が甲からの申し込みを受け付けて当該サービスにかかる準備を行い、甲に対して送付する開通通知書に記載の利用開始日からとします。

(2) 利用サービスのサービス実施期間は、サービス開始日から 3 年間とします。また、各オプションサービスのサービス実施期間の終了日は、利用サービスの実施期間終了日と同日とします。なお、各オプションサービスは基本サービスの利用サービスの提供が前提となるサービスであり、利用サービスが終了した場合、これらのオプションサービスも同時に終了するものとします。

(3) 実施期間満了後も本ネットワークサービスを継続利用する場合、甲は乙と別途契約を締結するものとします。また、以降の継続利用についても同様とします。なお、甲は、継続利用する場合、実施期間満了 1 か月前までに乙に対し手続きを実施しなければならないものとします。

(4) 甲は、利用サービスおよび各オプションサービスの実施期間満了前に利用サービスおよび各オプションサービスの全部または一部を中途解約する場合、甲は中途解約料金として、本ネットワークサービスの契約金額に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を直ちに乙に支払うものとします。

8. 初期設定、設定変更の終了

乙は、初期設定、または設定変更の作業終了後、すみやかに乙所定の実施完了報告書により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該実施完了報告書の受領後すみやかにその内容を確認するものとし、当該確認をもって、当該サービスの終了とします。

9. サービスの停止

(1) 乙は、甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合または本契約の定めの一つでも違反した場合、事前の通知なく、ただちに本ネットワークサービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当該事由が十分かつただちに解消されない場合、乙は書面による通知により、ただちに本契約の全部または一部を解約できるものとします。本ネットワークサービスの停止期間中も、本契約が解約されるまでの間、ネットワークサービス利用規約に定める条件に従い、本ネットワークサービスにかかる支払いを継続するものとします。

なお、乙は、本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本契約を解約する場合、第 7 項 (4) 号に定める中途解約料金を、ただちに乙に支払うものとし、また、基本実施期間満了後はこの限りではないものとします。

(2) 乙は、11 条 (2) 項における本契約の見直しについて、甲乙合意に至らなかった場合は、本ネットワークサービスの提供を停止できるものとします。

10. 本ネットワークサービスに対する乙の責任

(1) 本ネットワークサービスの利用不能、その他本ネットワークサービスに関して乙が甲に対して負う責任は、ネットワークサービス利用規約第 19 条の定めがすべてであり、乙はネットワークサービス利用規約第 19 条に定める責任の他はなんら責任を負わないものとします。

(2) 本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、すでに発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は、本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

11. 留意事項

(1) ご契約数

本ネットワークサービスは、甲が契約で定められた本ネットワークサービスを利用する甲の利用者の数（以下「契約者数」という）または甲の利用者の通信量（以下「契約通信量」という）に応じて料金を定めるものとします。ただし、最低契約者数は、基本サービス、振る舞い検知オプション、次世代ファイアウォールオプション、情報漏洩対策オプションおよび送信元 I P アドレス固定オプションは 250、アセットセキュアアクセスは 200 とし、実際に本ネットワークサービスを利用している契約者数が最低契約者数に満たない場合でも最低契約者数を利用したとみなすものとします。また、サービス実施期間内における契約者数は増加のみ可能で、減少はできないものとします。

(2) 超過利用時の契約見直し

乙は、契約書に記載の契約者数または契約通信量を超えて、本ネットワークサービスを利用していることを確認した場合、確認された契約者数または契約通信量に基づき本契約金額の見直しを甲に要求できるものとします。

なお、契約の見直しまでに発生した、旧契約金額と見直し後の契約金額の差額については、再契約に伴う初期費用にて請求できるものとします。

12. 通信の秘密

(1) ネットワークサービス条項第 7 条第 2 項第 (6) 号として、次の内容を加えるものとします。

乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、本ネットワークサービス、乙サービス環境ならびに乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用および処理する場合

(2) ネットワークサービス条項第 7 条第 2 項第 (7) 号として、次の内容を加えるものとします。

乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研

究、開発、改善、啓蒙またはその他の目的のために、利用および公表する場合

(3) 本ネットワークサービスは、甲のデータ通信を識別するために、必要な情報（IPアドレス、電子メールのヘッダ情報、添付ファイル、等）を、機械的かつ自動的に識別し、通信履歴の記録を取得すること（以下「通信の記録」という）をしています。甲は、本ネットワークサービスを利用するすべての甲の利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が甲の利用者から同意を得ていなかったことに起因する甲に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。また、甲が甲の利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた一切の損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

13. 免責事項

(1) 本ネットワークサービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限らない）であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- 甲が本契約を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
- 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本ネットワークサービスの提供ができない場合、または中断した場合
- ネットワークサービス利用規約第26条に定める本ネットワークサービスの提供の中断を行った場合

(2) ログ転送機能オプションおよびログ保管機能オプションは以下について何ら保証されるものではなく、以下について実現できないことに関して甲に生じた損害については、乙は一切の責任を負わないことを甲は予め承認するものとします。

- 本ネットワークサービスに対する全ての不正アクセスを検知し、防御すること
- 本ネットワークサービスが出力する全てのログを取得、分析、保管すること
- 無権限者による本ネットワークサービスの利用および第三者からの攻撃または不正行為に対して情報の完全な安全性の確保
- 乙による情報提供の正確性、網羅性、整合性もしくは安全性またはそれらの欠損がないこと
- 本ネットワークサービスのデータに誤謬が存在しないこと
- 甲が操作ミスをしないうこと、または乙が甲の指示に従うこと
- 甲または甲が指定する者が設置、維持管理する機器の障害に起因するログの取得漏れがないこと

14. 乙による契約の解除

乙は、次のいずれか一つでも該当した時、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) Z s c a l e r 社のサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了した時、または、本ネットワークサービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要がある時

(2) 甲もしくは甲の利用者による本ネットワークサービスの利用、または甲もしくは甲の利用者に対して本ネットワークサービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断した時

15. 安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第24条の定めに加え、甲は、本ネットワークサービスおよび本ネットワークサービスに伴い提供されるソフトウェア等の利用について適用される、米国の輸出管理法、規制および関連命令等を含むすべての技術管理または輸出関連の法律、規則等を遵守するものとし、禁輸国（キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、または禁輸国となったその他の国/地域を含むがこれらに限定されない）に本ネットワークサービスおよび本ネットワークサービスの利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を提供しないものとします。甲が本条項に違反した場合、乙を擁護し、また、乙に対し補償を提供するものとします。

16. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は、本ネットワークサービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータ（第三者サービス環境に格納された通信履歴データを含む）を消去するものとします。甲は、当該データが必要な場合、本ネットワークサービスの実施期間中に、サービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

17. 知的財産権の帰属

(1) 本ネットワークサービスに関して提供されるコンテンツ等にかかる知的財産権、その他一切の権利、権原は、乙、Z s c a l e r 社または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属し、甲に譲渡するものではありません。

甲は当該コンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、複写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバーエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行うまたは第三者にこれらの行為行わせてはならないものとします。

(2) 甲は本ネットワークサービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）

(3) 甲は本ネットワークサービスに関して提供されるコンテンツ等を、本ネットワークサービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方、使用しないものとします。

(4) 甲はZ s c a l e r 社の製品およびドキュメントの識別、著作権、所有権、知的財産権に関する表示、その他の商標を除去、修正、または隠さないものとします。

18. 情報セキュリティ

(1) 乙は、乙サービス環境（Z s c a l e r 社が保有する環境を除き、以下「乙保有サービス環境」という）に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本ネットワークサービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は、当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙保有サービス環境内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は、情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。

(2) 甲は、乙保有サービス環境において動作するハードウェア、ソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙保有サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は、ただちに乙に対して通知するとともに、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は、脆弱性が乙保有サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回避するための合理的な努力を行うものとします。

(3) 乙は、甲による本ネットワークサービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

19. 通知

(1) 本契約に基づく乙から甲に対するすべての通知はE-m a i lにより、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。

(2) 乙から甲に対するE-m a i lによる通知は、別途当該E-m a i lに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

20. 委託先による情報共有

乙、乙のグループ会社およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本ネットワークサービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を処理し、また、保有することができるものとします。

21. 個人情報保護

(1) 乙においては、本ネットワークサービス提供に関する範囲（開通、運用等）のみで利用するものとします。

2.2. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品 名	型 名	備 考	支払種別	単位
Zero Trust Network ZS 基本サービス 初期設定	NS2K301S	甲乙別途協議のうえ定めるサービス実施開始日からサービス実施完了まで	一括払	式
Zero Trust Network ZS 基本サービス 基本機能	NS2K301G	サービス開始日から3年間	月額払	式
Zero Trust Network ZS 基本サービス 設定変更	NS2K303S	甲乙別途協議のうえ定めるサービス実施開始日からサービス実施完了まで	一括払	式
Zero Trust Network ZS 日本語プレミアムサポート 利用料	NS2K302G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 振る舞い検知 利用料	NS2K303G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 次世代ファイアウォール 利用料	NS2K304G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 情報漏洩対策 (ネットワーク) 利用料	NS2K305G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 情報漏洩対策 (エンドポイント) 利用料	NS2K316G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS ユーザエクスペリエンス監視 利用料	NS2K317G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 送信元IPアドレス固定 利用料	NS2K306G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS 送信元IPアドレスAppコネクタ 利用料	NS2K307G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS ログ転送機能 (WEB) 利用料	NS2K308G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS ログ転送機能 (WEB/FW) 利用料	NS2K309G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS ログ保管機能 利用料	NS2K310G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS ブラウザアイソレーション 利用料	NS2K318G	サービス実施開始日から基本サービス 基本機能の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS アセットセキュリティアクセス 初期費	NS2K304S	甲乙別途協議のうえ定めるサービス実施開始日からサービス実施完了まで	一括払	式
Zero Trust Network ZS アセットセキュリティアクセス 利用料	NS2K311G	サービス開始日から3年間	月額払	式
Zero Trust Network ZS アセットセキュリティアクセス Appコネクタ 利用料	NS2K312G	サービス実施開始日からアセットセキュリティアクセス 利用料の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS アセットセキュリティアクセス ログ転送機能 利用料	NS2K313G	サービス実施開始日からアセットセキュリティアクセス 利用料の実施期間終了まで	月額払	式

Zero Trust Network ZS アセットセキュアアクセス ログ保管機能 利用料	NS2K314G	サービス実施開始日からアセットセキュアアクセス 利用料の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS アセットセキュアアクセス ブラウザアイソレーション 利用料	NS2K319G	サービス実施開始日からアセットセキュアアクセス 利用料の実施期間終了まで	月額払	式
Zero Trust Network ZS セキュリティダッシュボード 利用料	NS2K315G	サービス開始日から3年間	月額払	式

[変更内容]

(2023年11月30日) 本別表を適用します。

(2024年7月3日) 情報漏洩対策 (エンドポイント) 利用料、ユーザエクスペリエンス監視 利用料、ブラウザアイソレーション 利用料、アセットセキュアアクセス ブラウザアイソレーション 利用料 を追加しました。